

【臨時的任用職員募集要領】

臨時的任用職員（学芸員）の募集要領

平成28年9月13日
新潟県立万代島美術館

新潟県立万代島美術館で勤務する臨時的任用職員（学芸員）を募集します。

- 勤務地 新潟県立万代島美術館
- 所在地 新潟市中央区万代島5-1 朱鷺メッセ内 万代島ビル5階
- 募集期間 平成28年9月13日（火）から平成28年10月14日（金）
- 面接審査日 平成28年10月20日（木）
※時間等、詳細は別途連絡します。
- 勤務予定期間 平成28年11月14日～平成29年3月31日
※代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。
- 募集人員 1人
- 業務内容 展覧会の運営に関する業務等

〔臨時的任用職員とは〕

正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。

1 応募の資格

(1) 資格要件

- ・博物館法による学芸員資格を有する人
- ・パソコンのワープロ・表計算ソフト・イラストデザインソフトを活用して表やグラフ等を用いた文書の作成ができる人

(2) その他

- ア 県で勤務した経験のない人を優先して採用します。
- イ 県の臨時的任用職員、非常勤嘱託員又は非常勤職員（以下「臨時職員等」といいます。）として勤務することができる期間は通算して5年（臨時的任用職員の行政事務職にあつては3年）までとなりますので、臨時職員等として通算5年（臨時的任用職員の行政事務職として3年）勤務した人は応募できません。
また、当館で臨時的任用職員として勤務できる年数は通算して3年（行政事務職にあつては2年）までとなりますので、当館で臨時的任用職員として通算3年（行政事務職として2年）勤務した人は応募できません。
- ウ 現在、県の臨時的任用職員である人も応募できますが、採用の時点において、県の臨時の職を退職後1暦月以上経過していることが必要です。
- エ 当館で非常勤嘱託員又は非常勤職員として勤務したことがある人も応募できますが、採用の時点において、当館の非常勤の職を退職後1年以上経過していることが必要です。

オ 次のいずれか（地方公務員法第16条で規定する欠格条項）に該当する人は受験できません。

- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 勤務条件

(1) 勤務時間等

- ア 勤務日 原則的には週休2日で勤務割表による交代勤務
土・日・祝日勤務有り
- イ 勤務時間 原則的には午前9時30分から午後6時15分まで（休憩時間60分）

(2) 給料

学歴、勤務経験等によって異なりますが、月額149,000円から月額194,700円です。
月末締め毎月21日払いです。

(3) 諸手当

- ア 地域手当及び時間外勤務手当、休日給を支給します。
- イ 期末手当及び勤勉手当（6月・12月）、住居手当（借家・借間の場合に限る。最高27,000円）及び通勤手当（最高55,000円）については、勤務期間に応じて支給します。

(4) その他

臨時的任用職員は、地方公務員法又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用される地方公務員であるため、正規職員と同様、次のような行為は禁止されています。

- 例]・職務上知り得た秘密を漏らすこと
・許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること 等

3 申込手続

(1) 申込方法	ハローワークを通じて手続きをしてください。 (ア) ハローワークから交付される紹介状 (イ) 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの ※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「 <u>臨時的任用職員採用選考考査申込</u> 」と朱書してください。 ※ <u>インターネットやメール等で、直接申込を行うことはできませんので、必ず持参又は郵送で提出してください。</u>
(2) 添付書類	「資格要件」を証明する書類が必要ですので、 <u>学芸員の資格証(写)</u> を必ず添付してください。 ※資格証の氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。
(3) 申込受付期間	平成28年9月13日(火) から平成28年10月14日(金)まで ※郵送の場合は、 <u>10月14日必着</u>

<p>(4) 持参の場合の 申込受付時間</p>	<p>午前9時30分から午後6時15分まで ただし、休館日（原則月曜日）を除きます。</p>
<p>(5) 問い合わせ先 及び申込先</p>	<p>新潟県立万代島美術館 〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル5階 電話 025-290-6655</p>

